

南房総市経営自立安定支援事業要領

平成25年4月1日

告示84号

平成25年11月28日告示192号

平成26年4月24日告示83号

改正 令和7年3月31日告示80号

第1 趣旨

この告示は、南房総市経営自立安定支援事業の実施に関し、南房総市新規就農者支援事業補助金交付要綱（平成24年南房総市告示第49号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

地域農業の中心的な担い手となることを目指し、市内において営農する新規就農者に対して将来における農業経営の確立ができるよう支援する。

第3 削除

第4 補助金交付対象者の要件

地域の中心的な農業経営者となることについて強い意思を有し、概ね60歳以下で市内に住所を有する就農後3年以内で今後5年以上市内に居住及び営農する者

第5 補助額及び交付対象期間

補助金の額は、就農後3年以内の間において就農者1人につき1箇月当たり5万円とし、交付対象期間は、最長2年間とする。

第6 補助金の交付要件等

補助金の交付要件は次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する自営就農又は農業経営を継承することを目的とする就農（以下「親元就農」という。）であること。この場合において、補助金交付対象者が法人を設立し農業経営をしているときは、ア及びイの「補助金交付対象者」とあるのは「補助金交付対象者若しくは補助金交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「補助金交付対象者又は継承させる者」とあるのは「補助金交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権若しくは利用権を補助金交付対象者又は農業経営を継承させる

- 者（以下「継承させる者」という。）が有していること。
- イ 主要な機械及び農業施設を補助金交付対象者又は継承させる者が有し、又は借りていること。
- ウ 生産物及び生産資材等を補助金交付対象者又は継承させる者の名義で出荷し、又は取引していること。
- エ 農産物等の売り上げ及び経費の支出等の経営収支を補助金交付対象者又は継承させる者の名義の通帳及び帳簿で管理していること。
- (2) 農業経営を開始して5年後までに農業生産のほか、農産物加工、農産物等直接販売、農家レストラン又は農家民宿等で生計が成り立つ計画であり、かつ、年間農業所得の目標が、南房総市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想において示されている効率的かつ安定的な農業経営体の年間農業所得の原則25パーセント以上であること。
- (3) 夫婦又は兄弟姉妹が共同経営により営農する場合は、主たる経営者を補助金交付対象者とする。
- (4) 複数の新規就農者が農業法人を設立し営農する場合は、それぞれを補助金交付対象者とし、当該法人における5年後の年間農業所得の目標は、第2号の額に補助金交付対象者の数を乗じた金額以上とする。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、補助金交付対象者とししない。
- (5) 補助金交付対象者等の交付2年目の所得については前年の総所得（南房総市新規就農者支援事業補助金を除く。）が270万円未満であること。
- (6) 要綱に基づき補助金の交付申請及び実績報告をするときは、第7の書類を添えて提出しなければならない。
- (7) 農業経営を開始して5年後の年間農業所得が目標金額の8割を超えなければならない。ただし、目標金額の8割を超えていない場合であって5割を超えているときは、3年の期間を延長し、その期間内で年間農業所得が目標金額の8割を超えることで補助金の返還を免除する。
- (8) 前号の5年後の年間農業所得及び3年の期間を延長した内の年間農業所得とは、農業経費から雇用人費、小作料、賃借料、減価償却費、貸倒金、利子割引料及び専従者控除を除いて算出した額とする。
- (9) 原則として生活費の確保を目的とした国又は地方公共団体の補助事業等による交

付等を受けていないこと又は受けたことがないこと。

(10) 農地を使用して営農をする補助事業者は、良質な生産基盤を維持するため、土壌診断を行うよう努めなければならない。

(11) 市が実施する、新規就農者の育成等に関する事務事業に協力するものとする。

(12) 補助金交付の開始の月は、原則として市長が補助金の交付を決定した翌月とする。

第7 添付書類

(1) 補助金の交付申請に必要な書類は、次に掲げるものとする。

ア 経営計画（別紙様式第1号）

イ 振込口座届（別紙様式第2号）

(2) 実績報告に必要な書類は、次に掲げるものとする。

ア 営農実績報告（別紙様式第3号）

第8 概算払

概算払いの請求は、3箇月分を単位として行うことができる。

第9 営農状況報告

当該補助事業を終了後3年間は、毎年7月末及び1月末までにその直前の6箇月間の営農状況等の報告を営農状況報告（別紙様式第4号）により市長に提出しなければならない。

附 則（平成26年4月24日告示第83号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第40号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月17日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式については、この告示による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和7年3月31日告示第80号）

（施行期日）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。